

福祉保健委員会
平成24年3月21日

墨田区療養資金貸付条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の理由

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化が平成19年度から実施されたことに伴い、療養資金貸付の総件数、金額が大幅に減少していることから、本基金額を引き下げるほか所要の規定整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 基金額を1億2,000万円から7,000万円に引き下げる。
- (2) 基金に過不足額が生じた場合の整理方法について規定を設ける。
- (3) 所要の規定整備をする。

3 施行日

公布の日から施行する。